

教育総合データベース データ分析等業務仕様書（案）

本仕様書(案)は、教育総合データの構築に必要なデータ分析等業務に係る標準的な使用を示すものである。
連携事業者は、本仕様書を踏まえ、本市と協議、調整の上、教育総合データベースに必要なデータ分析等の仕様を確定させるものとする。

令和5年2月

戸田市

仕様書（案）

本仕様書は戸田市（以下「本市」という。）が実施する「教育総合データベース構築事業」による、子供の SOS の早期発見・支援や貧困・虐待等の困難を有する子供への支援、学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバックを効果的に実施するために必要なデータの分析等に係る業務に関し、必要な事項を定める。

1 件名

「教育総合データベース構築事業」に係るデータ分析等業務

2 事業目的

『「教育総合データベース構築事業」公募型プロポーザル方式業者選定説明書』（以下、「説明書」という。）2(1)のとおり

3 事業概要

説明書2(2)のとおり

4 業務概要

以下の内容を踏まえ、具体的には発注者と協議の上でデータ分析を実施し、教育総合データベースに搭載するアラート表示機能に係る判定ロジック等を作成すること。なお、これに記載した機能の他に、本データベースの目的や想定されるユースケースを踏まえた望ましい判定ロジック等を作成することを妨げるものではない。

(1) 子供たちの SOS の早期発見・支援

「教育データの利活用に関するガイドライン（令和4年12月埼玉県戸田市）」（以下、「ガイドライン」という。）4(1)①（P25）、(図)教育総合データベースの主なユースケースについて（同P28）を参照

(2) 貧困・虐待等の困難を有する子供への支援

4(1)②（ガイドラインP26）、(図)教育総合データベースの主なユースケースについて（同P28）を参照

(3) 学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック

4(1)③（ガイドラインP26-P27）、教育総合データベースの主なユースケースについて（同P28）を参照

5 準拠規程

教育データの利活用に関するガイドライン（令和4年12月）

教育総合データベースの構築運用にあたっては、個人情報を利用することになるため、住民に対して「何のためのデータ連携なのか」等について丁寧に考え方を説明し、理解を得る必要があることから、「教育データの利活用に関するガイドライン（令和4年12月）」を策定した。

データ分析業務等を実施するに当たっての個人情報等の取扱いや安全管理措置等については、本ガイドラインに準拠することとする。

6 スケジュール

内閣府の公募要領の事業スケジュールを踏まえ、本市の実証事業では、以下のスケジュールで検討しているところである。

なお、以下に示すものは現時点での予定であり、今後変更があり得る。

- ・令和5年3月～ 内閣府の実証事業に向けた事前準備・検討・打ち合わせ
- ・令和5年4月～ 教育総合データベース構築開始
 - ※9月の前までに複数回プロトタイプを作成し、本市の確認の上、改善を繰り返すこと
 - データ分析開始、アラート機能のロジック構築等
 - プッシュ型支援の検証・試行
 - ※随時、検証・試行を繰り返す
- ・令和5年9月までプロトタイプにおける改善点を踏まえたデータベース（ダッシュボード及びアラート機能を含む。）の構築完了
 - 関係職員に対する研修の実施①
 - ※システム構築業務に係る事業者と連携して実施
- ・令和5年10月頃～ データベースを活用したプッシュ型支援
 - 関係職員に対する研修の実施②
 - ※システム構築業務に係る事業者と連携して実施
- ・令和6年3月 成果報告、事業終了

7 留意事項

(1) 仕様について

記載内容は、提案における見積もり算出等のために、最低限必要と思われる項目に留めている。実際のデータ分析等業務を行うに当たっての詳細な仕様については、連携事業候補者の決定後、別途協議するものとする。

(2) 実証事業への協力

連携事業者は本事業を行うにあたり、業務の円滑かつ確実な遂行ができるよう、業務遂行責任者及び本市との連絡調整担当者を定めるとともに、必要な業務遂行体制を確保すること。また、データ分析等業務とシステム構築業

務に係る連携事業者が同じ場合はもちろん、データ分析等業務とシステム構築業務に係る連携事業者が異なる場合においても判定ロジック等をデータベース上に実装できるようにする等のため、本市及びシステム構築業務に係る連携事業者と密接に連携するとともに、内閣府の実証事業の中間報告や最終報告等の必要な協力を行うこと。

- (3) 応募に当たっては、データ分析の流れやAI（高度な統計解析を含む）等の活用など、分析手法を具体的に示すこと。また、専門的な知識・経験を有しない職員にも理解しやすい判定ロジック等を作成すること。さらに、不登校や学校カルテなど、教育現場特有の実情を踏まえた検証仮説の設定やデータ分析、判定ロジック等の作成を行うこと。
- (4) 本書に定めのない事項については、発注者と連携事業者とで別途協議により定めるものとする。